県有施設照明ＬＥＤ化業務（R7）（その１,その2,その3）委託契約約款

　（総則）

第１条　委託者及び受託者はこの約款（契約書含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（プロポーザル方式における提案内容、別冊の図面、仕様書等をいう。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内において実施し、委託者は、その委託料を支払うものとする。

３　この約款に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（業務責任者）

第２条　受託者は、業務の管理を行う業務責任者を定め、委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

（工程表の提出）

第３条　受託者は、この契約の締結から14日以内に設計図書に基づき工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

（契約の保証）

第４条　受託者は、この契約と同時に、委託料の10分の１以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、この契約による債務の不履行によって生ずる委託者の損害をてん補するため、履行保証保険契約を締結した場合、または、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。なお、契約書記載の契約の保証において保証金を免除とした契約については、本条の適用はしない。

２　受託者が履行保証保険契約を締結する場合、または、公共工事履行保証証券による保証を付する場合は、当該保証は第17条の４第２項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

３　第16条第２項並びに第17条の２第１項第７号及び第９号の規定によりこの契約が解除された場合、第１項により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該保証金又は担保は委託者に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　受託者は、業務の目的物（未完成の目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止等）

第６条　受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

（労働関係法令の遵守及び業務の調査等）

第７条　受託者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。また、委託者は、必要と認めるときは、労働関係法令に関する業務の処理状況につき調査し、又は処理状況に対し報告を求めることができる。

（設計図書不適合の場合の修正義務）

第８条　受託者は、業務が設計図書に適合しない場合において、委託者がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。

（業務内容の変更）

第９条　委託者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、業務を一時中止し、若しくは履行期間の伸縮をすることができる。

２　前項の場合において、委託者が受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の延長）

第10条　受託者は、天災その他自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付した書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

（経済事情の激変等による契約金額の変更）

第11条　履行期間内に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき委託料が著しく不適当であると認められるときは、実情を調査し、委託者と受託者とが協議の上委託料を変更することができる。

（危険負担）

第12条　受託者は、業務着手から完了に至るまで、業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

２　受託者は、業務の施工上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が委託者の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

（検査及び引渡し）

第13条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第14条　受託者は、前条の規定による検査に合格し、業務の目的物の引渡しを終了したときは所定の手続きに従って業務委託料の支払い請求をするものとする。

２　委託者は、第１項又は前項の規定による業務委託料の請求があったときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第15条　受託者が、履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払いを受託者に請求することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

２　前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5パーセントの違約金とすることができる。

（談合行為に対する措置）

第16条　受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による委託料の10分の１に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

(1)　公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより、同法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受託者が独占禁止法第３条の規定に違反したことにより、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第７条の２第18項又は第21項の規定により課徴金の納付に応じない旨の通知を行ったとき。

(3)　この契約に係る入札に関して、受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

(4)　その他この契約に係る入札に関して、受託者が前３号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

２　前項に規定する場合においては、委託者は、この契約を解除することができる。

３　前各項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（委託者の催告による契約解除権）

第17条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第21条第１項の履行の追完がなされないとき。

(4)　前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない契約解除権）

第17条の２　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

1. 第５条第１項の規定に違反してこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
2. この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
3. 受託者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
4. 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
5. 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
6. 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　第18条又は第18条の２の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8)　受託者が次のいずれかに該当するとき。

　イ　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成３年法第77号）第２条第２号に規定する暴力団という。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

　ロ　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

　ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

　ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

　ホ　受託者が、イからニまでのいずれかに該当する者を再受託者その他の契約の相手方（再受託者等という。以下同じ。）としていたと判明したときは、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者が直ちにこれに従わなかったとき。

　ヘ　受託者が、再受託者等がイからニまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

２　第17条各号又は前項各号に基づき、この契約を解除した場合において、委託者は必要があるときは、既済部分の引渡しを受託者に請求することができるものとする。この場合において、委託者はその既済部分に対する委託料相当額を支払うものとし、その支払い額は委託者と受託者とが協議して定める。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限）

第17条の３　第17条各号又は前条第１項各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条の４　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、委託料の10分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第16条第2項又は第17条又は第17条の２第１項の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は適用しない。

４　第１項の場合において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

５　第１項の違約金は、委託者の受託者に対する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（受託者の催告による契約解除権）

第18条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない契約解除権）

第18条の２　受託者は、第９条第１項の規定により業務内容を変更したため、委託料が３分の２以上減額したとき。又は業務の中止期間が履行期間の３分の１以上に達したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限）

第18条の３　前２条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

　（不当介入に関する通報・報告）

第19条　受託者は、本契約に関して、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者をして、これを拒否させるともに、速やかに不当介入の事実を委託者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保持）

第20条　受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第21条　受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約不適合責任）

第22条　委託者は、引き渡された業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

２　委託者は、引き渡された業務の目的物に関し、引渡しを受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

　（相殺）

第23条　委託者は、受託者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受託者が委託者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺してなお委託者が受託者に対して有する金銭債権全額に満たないときは、受託者は、委託者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

３　第１項の場合において、委託者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

（前金払）

第24条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の３以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

２ 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

４　受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

５　受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の４を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

６　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

７　発注者は、受注者が第５項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第25条　受注者は、前条第４項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

　（前払金の使用等）

第26条　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第27条　受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中○回を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

４　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第３項の通知にあわせて第１項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　　部分払金の額≦第１項の業務委託料相当額×（９／10－前払金額／業務委託料）

６　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

７　前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第５項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第28条　成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第13条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第４項及び第14条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第13条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第４項及び第14条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

３　前２項の規定により準用する第14条第１項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第１号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第２号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前２項において準用する第13条第２項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　(1) 第１項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

　　指定部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）

　(2) 第２項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

　　引渡部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）

（前払金等の不払に対する受注者の業務中止）

第29条　受注者は、発注者が第24条、第27条又は第28条第１項若しくは第２項において準用する第14条第２項規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（引渡し前における成果物の使用）

第30条　発注者は、第13条第３項若しくは第４項又は第28条第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（管轄裁判所）

第31条　この契約に係る訴訟の提起については、委託者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（補則）

第32条　この契約について、委託者と受託者との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議の上定めることとする。

（追認条項）

第33条　令和　年　月　日からこの契約が成立したときまでの間に、乙が甲のために、甲の委託業務として行った行為は、この契約に基づき行った業務とみなすものとする。